

公共施設等適正管理推進事業債の期間延長を求める意見書

平成29年に創設された公共施設等適正管理推進事業債は、各地方公共団体において、公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づいて推進する、公共施設等の適正管理の取り組みに対する地方財政措置として、公共施設の長寿命化、集約化・複合化事業や転用事業等を対象とした事業に活用でき、一部交付税措置もあることから、公共施設等の見直しを推進していくためには非常に有効な地方債である。

しかしながら、本事業債は令和8年度までの時限的な事業債であり、公共施設等適正管理推進事業においては、個別施設の維持管理、更新に係る取り組みが本格化することから、引き続き十分な財源の確保が必要となる。また、除却事業については、公共施設等適正管理推進事業債の対象となる事業の中で唯一、交付税措置が無い事業となっており、不要施設の除去は維持管理経費削減の観点からも喫緊の課題である。

公共施設の見直しには、調査、個別施設計画策定、設計、工事といった一定の事業期間が必要となる。また、厳しい財政状況下においては、中長期的な財政計画のもと、公共事業の平準化も必要となる。さらには、今後の少子高齢化や人口減少を加味した公共施設の再編も計画的に進めなければならない。

よって、国においては、公共施設等適正管理推進事業債の活用期限の延長を図るとともに、除却事業についても、交付税措置の対象とするなど、公共施設適正管理事業の推進に向け、特段の財政措置を講ずるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月8日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣官房長官 様